

議第五十六号

地方独立行政法人岐阜県立多治見病院の第四期中期計画に関する認可について

地方独立行政法人岐阜県立多治見病院が中期計画を別添のとおり作成することについて、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二十六条第一項の規定により、認可をするものとする。

令和七年二月二十一日提出

岐阜県知事 江崎 禎 英

地方独立行政法人岐阜県立多治見病院に係る第4期中期計画

1 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するための取組み

1-1 診療事業

岐阜県地域医療構想に基づき、東濃圏域の基幹病院として、地域の医療機関との役割分担・連携の下、高度急性期医療、急性期医療、先進医療及び政策医療等の県民が必要とする医療を提供する。

1-1-1 より質の高い医療の提供

(1) 高度医療機器の計画的な更新・整備

高度急性期医療や急性期医療、先進医療の拡充を図るため、資金状況を考慮しながら機器の更新・整備を計画的に進める。

(2) 専門性を発揮したチーム医療の推進

医療従事者間での目的と情報の共有化及び業務連携により、患者・家族とともに質の高い医療を実現する。また、医療従事者の負担軽減、専門性向上への取組みも念頭に置いたチーム医療の充実に向けた体制整備を進める。

各種診療ガイドライン等に基づいて作成されたクリニカルパスを活用するとともに、評価・改善することによりクリニカルパスの最適化にも取り組み、チーム医療の推進や医療の質の向上を図る。

(3) 医療 DX の積極的な推進

マイナ保険証や電子処方箋の利用拡大について、ホームページや院内掲示等により積極的に周知する。

地域医療連携システム「たじみのネット」利用拡充のための PR 活動及び診療や検査等の予約ができるよう改良を進める。

電子カルテの情報をスマートフォンで閲覧し、チャットでコミュニケーションが可能なシステムを導入する。

AI（人工知能）の活用について、AI による読影の対象範囲の拡大について検討する。

床頭台に設置したベッドサイド端末について、バイタルの測定や閲覧ができ電子カルテにデータが転送されるなど、業務の効率化を図るため引き続き活用する。

(4) 入退院支援の充実

患者総合支援センターの運用開始に向け継続して準備を進める。

予定入院患者に早期から介入し、退院までの支援を継続する。また、地域や近接する他県の病院等と連携し、患者の転院が円滑に行えるよう取り組む。

(5) 医療事故防止等医療安全対策の充実

最新の医療安全に関する情報収集を行い、適宜マニュアルや手順書に反映させるなど、継続的な見直しを行うとともに、その内容の周知徹底に努める。また、医療安全に関する研修会・勉強会等を通じて、職員の意識を高めるとともに、インシデント・

アクシデントを未然に防ぐ環境整備にも努める。

(6) 院内感染防止対策の充実

ICT（感染防止チーム）、AST（抗菌薬適正使用支援チーム）の活動を実践し、院内の感染対策の強化を図るとともに、感染対策等に関する研修会を通して、職員の意識を高めるとともに、院内感染防止マニュアルの周知徹底・啓発を図る。また、ICD（感染症対策専門医）及びICN（感染管理看護師）の資格取得に向けた支援を行う。

1-1-2 患者・住民サービスの向上

(1) 院内環境の快適性の向上

新たに整備した中央診療棟について、患者や職員からの意見等を反映しながら、より一層施設の充実に努める。また、既存棟の修繕について、ファシリティマネジメントにより長期計画を立て、快適な院内環境を整備する。

病院給食について、より快適な入院生活を送れるよう、より良い食事の提供を目指す。

(2) 医療に関する相談体制の充実

ハードとソフトの両面から医療相談が受けやすい環境づくりに継続して取り組む。また、教育ラダー（能力やキャリアを段階的に評価し、質の向上や成長を促すためのツール）や研修等の受講機会を活用し、スタッフの育成と資質向上を図る。

(3) 患者中心の医療の提供

患者の権利（安全・平等で最善の医療、情報の開示を受け、自己決定できるなど）の保障と職員への周知、医療者としての倫理感の確立に努める。

(4) 待ち時間の短縮等による患者満足度の向上

診療所等との連携強化等による逆紹介の推進や、外来待受け呼出システムの周知等による待ち時間の短縮に取り組むとともに、患者満足度調査を行い、患者満足度の向上に努める。

(5) インフォームド・コンセントの徹底及びセカンドオピニオンの推進

患者やその家族に必要な情報を提供し、病気や検査、治療等について理解いただき、その上で意思決定できるよう支援する。

他の医療機関との連携を強化し、患者やその家族の希望に応じたセカンドオピニオンが受けやすい体制を充実させる。

がん相談支援センターを活用し、がん患者やその家族の不安や悩み、相談等のニーズに対応する。

(6) 病院運営に関する情報発信及び意見の反映

病院広報誌「けんびょういん」を定期発行するとともに、院内行事やその他運営に関する情報について、SNSや地域情報誌を活用し積極的な広報に努める。

地域住民等と病院とで構成する「岐阜県立多治見病院運営協議会」を定期的に行い、地域住民等のニーズを把握し、病院運営に反映させる。

1-1-3 診療体制の充実

(1) 患者動向や医療需要の変化に即した診療体制の整備・充実

地域医療連携センターと医事課を中心に院内各部門と連携して、患者動向や医療需要の把握に努めるとともに、患者動向や周辺医療機関の状況等に応じ、地域医療支援病院として医療資源の活用と診療体制の整備を図る。また、児童精神科外来、女性外来、小児科特別外来及びペースメーカー外来を継続するなど診療体制の充実に努める。

(2) 多様な専門職の積極的な活用

定年を迎えた職員のうち、高度な専門性を有すると認められる職員の再雇用を進める。

1-1-4 地域の医療機関等との役割分担及び連携

- (1) 地域の医療機関との役割分担の明確化と連携強化による紹介率・逆紹介率の維持・向上

高度急性期・急性期病院としての役割を全うするため、外来診療規模の最適化を図りつつ、病診連携システム「多治見シャトル」を効果的に活用し、訪問活動や各種勉強会、研修会等を通して地域の医療機関との連携を深め、協力体制の充実により紹介・逆紹介を促進する。また、東濃・可児地域病病連携推進会議等の活動を通じて地域の病院との対話や協議を行い、東濃医療圏における地域医療構想（医療機能分化・連携）の具現化に努める。

- (2) 地域連携パスの整備普及

連携パスコーディネーターによる地域連携パスの活用促進に努める。

- (3) 疾病予防の推進

地域住民を対象とした健康づくり講座や市民向けの公開講座を継続的に実施し、医療と健康に対する知識や関心を高める。

- (4) 地域の介護・福祉機関との連携強化による地域包括ケアシステムへの貢献

地域連携パスの活用や情報交換の場を活用し、地域医療連携センターと地域の医療機関や介護・福祉機関との連携を強化する。

1-1-5 重点的に取り組む医療

- (1) 救急医療

救命救急センターと各診療科との緊密な連携により、24時間を通しての受入体制を維持するとともに、地域の医療機関等との連携を推進し、救急医療の更なる充実に努める。また、積極的な重症患者の受入れや病床確保を目的として、下り搬送の更なる拡充を図る。

- (2) 周産期医療

地域周産期母子医療センターとして、ハイリスク妊娠や分娩に対し、24時間を通しての受入体制を維持する。

- (3) がん医療

新たに導入した手術支援ロボット「ダヴィンチ」の活用や造血幹細胞移植、高精度放射線治療装置「ノバリスTx」「トゥルービーム」の2台体制による症例に適した質の高い治療を提供する。また、化学療法センターの整備や、放射性リガンド療法（ルタテラ治療）を行うRI（放射性同位元素）治療の拡充を図るとともに、がんゲノム医療体制の充実に努め、地域がん診療連携拠点病院として求められる役割を充実させる。

がん患者の状況を個々に把握し、治療と就労支援も含めた相談支援体制の充実に努める。また、生活機能の維持・改善ができるようリハビリの充実に努める。

- (4) 精神科医療・感染症医療

他の医療機関で対応が困難な精神疾患や感染症患者の治療が行える体制の維持、充実に努める。

- (5) 緩和ケア

緩和ケア病棟を中心に地域の医療機関との連携強化を図る。また、研修会等を活用して医療関係者の育成を図るとともに、在宅で緩和ケアが安心して受けられるよう体制を充実させる。

1-2 調査研究事業

当院で提供する医療の質の向上及び岐阜県内の医療水準の向上を図るための調査及び研究を行う。

1-2-1 調査及び臨床研究等の推進

(1) 臨床研究及び治験の推進

治験や調査研究事業に積極的に参画できるよう体制を整備し、受託件数の増加に努める。

(2) 大学等の研究機関や企業との共同研究の推進

岐阜県及び東濃圏域の医療の水準の向上を図るため、大学等の研究機関や企業との共同研究等を進める。

1-2-2 診療情報等の活用

(1) 電子カルテシステム等に蓄積された各種医療データの有効活用

診療に関する情報を一元的に管理し、集計・分析するなど、医療情報の活用を努め、医療の質の向上を図る。

(2) 集積したエビデンスのカンファレンス、臨床研修、臨床研究等への活用

集積したエビデンスをカンファレンス、臨床研修、臨床研究等において活用し医療の質の向上を図る。また、国、岐阜県が行うがん登録事業、日本病院会が行う QI 事業（医療の質の評価・公表等推進事業）及び京都大学が行う QIP 事業（診療パフォーマンス指標の多施設比較事業）に参加するとともに、各事業から提供されたデータに基づいた他院との比較等を行い、医療の質向上に活用する。

1-3 教育研修事業

医療の高度化・多様化に対応できるよう、医師・看護師・コメディカルを目指す学生及び救急救命士に対する教育、臨床研修医の受入れ等、地域の医療従事者への教育及び研修を実施する。

1-3-1 医師の卒後臨床研修等の充実

(1) 質の高い臨床研修医の養成等

他の臨床研修病院等と連携し、当院が東濃圏域の基幹病院であることの特徴を生かした研修プログラムにより、研修医の資質向上に努める。また、岐阜県医師育成・確保コンソーシアムとの連携によって、研修医の確保と資質向上を図る。

(2) 専攻医の育成等

専攻医研修プログラムの基幹施設（内科・外科・精神科領域）又は連携施設として、大学病院、他の医療機関等との連携により専攻医の育成に努める。

1-3-2 医師・看護師・コメディカルを目指す学生、救急救命士等に対する教育の実施

(1) 医学生、看護学生及びコメディカルを目指す学生の実習受入れ

医学生、看護学生及びコメディカルを目指す学生に対し、実習の積極的な受入れを行い、医療従事者の育成を図るとともに県内就業に繋げ、地域医療に貢献する。

(2) 救急救命士の病院実習等地域医療従事者への研修の実施及び充実

救急救命士に対しては、定期的な講習及び病院実習を実施し、医療技術の向上を図る。

(3) 岐阜県立多治見看護専門学校への支援

東濃圏域での看護師養成を担う岐阜県立多治見看護専門学校に対して、病院の医師・看護師等を専任教員又は非常勤講師として派遣する。

1-4 地域支援事業

地域の医療機関から信頼され、必要とされる病院となるよう、地域への支援を行う。

1-4-1 地域医療への支援

(1) 地域医療水準の向上

地域の医療機関と連携を強化し、高度先進医療機器の共同利用や開放型病床の利用の促進、情報交換会や地域の合同会議等において、医療機関や介護施設等と情報共有し、地域の医療水準の向上に努める。

(2) 医師不足地域や医師不足診療科、へき地診療所等への人的支援を含む診療支援による地域医療の確保

東濃圏域等の医師不足地域の医療機関や、へき地医療機関への診療支援を継続して実施する。

1-4-2 社会的な要請への協力

医療に関する鑑定や調査、講師派遣等の社会的な要請に対する協力を行う。

1-4-3 保健医療情報の提供・発信

(1) 公開講座、医療相談会等の定期的開催

市民向けの公開講座や医療に関する相談会を定期的に行い、各種保健医療・福祉制度に関する情報の提供や発信を行う。

(2) 保健医療情報の提供・発信

ホームページや病院広報誌のほか、SNS や地域情報誌を活用し、保健医療情報を積極的に発信する。

1-5 災害等発生時における医療救護

災害等発生時において、医療救護活動の拠点機能を担うとともに、医療スタッフや災害派遣医療チーム（DMAT）及び災害派遣精神医療チーム（DPAT）等の派遣等医療救護を行う。

1-5-1 医療救護活動の拠点機能の充実

(1) 医療救護活動の拠点機能の充実

岐阜県地域防災計画に基づき、又は自らの判断で、岐阜県あるいは東濃圏域の医療救護活動の拠点機能を担う。また、大規模災害等緊急事態に備えた災害医療訓練を実施する。

(2) 地域災害拠点病院としての機能強化

災害時における医療体制の構築を図るため、行政やその他の機関との連携を強化するとともに設備、備品、医療物資、情報インフラのほか、食料、飲料水、燃料等の優先納入体制を整備する。

1-5-2 他県等の医療救護への協力

(1) DMAT 及び DPAT の質の向上と維持

DMAT 及び DPAT が大規模災害に対応できるように、国及び中部地区で定期的に行う

れる講習会に参加し、質の向上と維持を図るとともに、DMAT 及び DPAT に必要な設備・備品の整備を図る。

(2) 大規模災害発生時の DMAT 及び DPAT 等の派遣

大規模災害時に国や岐阜県の要請に基づき DMAT 及び DPAT を派遣する。また、関係機関の要請に基づき、災害時リハビリテーション支援チーム（JRAT）や災害支援ナースを派遣し、積極的に医療救護の協力を行う。

1-5-3 被災時における病院機能維持のための準備体制の充実

(1) 業務継続計画の継続的な見直し及び訓練等の実施

実際に被災した病院の課題や支援を通じた分析等に基づき、業務継続計画（BCP）の継続的な見直しを行うとともに、訓練等により災害時における病院機能維持に必要な体制の充実を図る。

(2) 診療情報のバックアップシステムの適正管理

被災時においても診療情報が失われないよう、内部及び外部それぞれに最新のデータだけでなく過去のデータも保管する世代別バックアップを行い、被災時に活用可能なシステムの維持に努める。

1-5-4 新興感染症発生時における役割の発揮

(1) 新興感染症発生時における受入体制の整備

業務計画に定めるところにより、新型インフルエンザ等を含む新興感染症対策を実施する。また、必要な物資及び資材の備蓄・整備・点検並びに施設及び設備の整備・点検を実施する。

(2) 業務計画等に基づく職員への教育及び訓練の実施

業務計画等に基づく職員への教育及び訓練を実施する。

(3) 感染症指定医療機関としての役割の発揮

感染症指定医療機関として、平時から患者を受け入れられる体制及び設備の整備を図る。また、東濃圏域の医療機関に対し、医療情報の提供等指導的な役割を担う。

1-6 医療的ケア児の短期入所施設の運営

医療的ケアを要する児を在宅でケアしている家族の支援のため、一時的にケアを代替するレスパイトケアのための短期入所施設を運営する。

2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための取組み

2-1 効率的な業務運営体制の確立

自主性・効率性・透明性の高い病院運営を行うための業務運営体制を確立するとともに、地方独立行政法人制度の特徴を最大限に生かし、業務運営の改善及び効率化に努める。

2-1-1 組織体制の充実

(1) 組織体制の充実

医療を取り巻く環境の変化に迅速かつ的確に対応するため、目標管理の推進と組織マネジメントの強化により、組織・業務体制の充実を図る。

(2) ICT（情報通信技術）等の活用、アウトソーシング等による経営効率の高い業務執行体

制の充実

ICT の活用やアウトソーシングの導入等により、経営効率の高い業務執行体制の充実と業務の合理化を図る。

2-1-2 診療体制及び人員配置の弾力的運用

(1) 人員配置の検証及び弾力的運用

医療需要の変化や患者動向に迅速に対応した診療科の変更、医師・看護師等の人員配置の弾力的運用を行う。

(2) 効果的な体制による医療の提供

常勤以外の雇用形態を含む多様な専門職の活用等、効果的な体制による医療の提供に努める。特に、医師事務作業補助者（医療クラーク）、病棟・外来看護事務補助者（病棟看護クラーク）及び看護補助者の充実を図る。

2-1-3 人事評価制度の運用

職員の育成及び人材管理に活用するため、目標管理と連動し、公正で客観的な人事評価制度の円滑な運用に努める。

2-1-4 人材確保・育成方針

(1) 医師、看護師、コメディカル等の医療従事者の確保

看護師不足を解消するため、就職ガイダンスへの参加、インターンシップの実施、ホームページや SNS 等の各種媒体の活用、看護職員修学資金貸付制度等の支援制度の継続等を実施し、看護師確保に努める。

定年を迎えた医師・看護師・コメディカルのうち、病院経営に寄与すると認められる職員の雇用継続や、大学医局との連携等による医師の確保に努める。また、医師・看護師の業務負担を軽減するため、補助者等の採用を行う。

(2) 大学等関係機関との連携や教育研修の充実による優れた医師の養成

大学等関連機関や学会における教育研修へ積極的に職員を参加させる。

専攻医研修プログラムの基幹施設（内科・外科・精神科領域）として、専攻医育成に努めるとともに、必要に応じてプログラムの見直しを行い、プログラムの充実に努める。

(3) 特定行為看護師、専門看護師等の資格取得の促進

変化する医療ニーズに対応し、より水準の高い看護を提供できるよう、特定行為看護師、認定看護師、専門看護師等の資格取得について、資格取得支援制度をもとに計画的に実施する。

(4) コメディカルに対する専門研修の実施

国、岐阜県等が主催する講習会・研修会への参加支援や各種認定資格の取得・維持のための支援等を行う。

(5) 事務職員の確保及び育成

病院特有の事務に精通し、法人の事務及び経営の中心となるプロパー職員の計画的な確保と、体系的な研修体制の整備による育成に努める。特に、診療報酬事務、病院経営等の専門研修を実施し、事務部門の総合的な専門性の向上を図る。

2-1-5 医療 DX への対応

国において進める医療 DX の各施策の状況を随時把握し、導入を検討する。

2-1-6 コンプライアンス（法令等の遵守）の徹底

医療法をはじめとする国の法令や関係規程、法人が定める倫理方針や各種規程の遵守を徹底する。また、定期的に研修等を実施し、コンプライアンスの意識啓発に努めるとともに、監事監査、内部監査等を実施し、適正な業務執行の確認体制を継続する。

2-1-7 適切な情報管理

（1）情報セキュリティ対策の充実・強化等

医療情報システムの安全管理に関するガイドラインに基づく情報セキュリティ対策を徹底し、サイバー攻撃等、最新のセキュリティ危機事案に関する情報収集を行うなど対策向上に努める。また、情報セキュリティに関連する院内規程を整備する。

（2）情報セキュリティや個人情報保護に対する教育

職員に対する研修を定期的に行い、情報セキュリティや個人情報保護に対する意識と知識の向上を図る。

2-2 業務運営の見直しや効率化による収支の改善

地方独立行政法人制度の特徴を生かした業務内容の見直しや効率化を通じて、収支の改善を図る。

2-2-1 多様な契約手法の導入

プロポーザルや複数年契約等多様な契約手法の導入により、契約事務の集約化、簡素化、迅速化を図る。

2-2-2 収入の確保

（1）効果的な病床管理及び医療機器の効率的な活用

効果的、効率的に病床を運用し、DPC 病床利用率 85%以上を目指すとともに、在院日数の最適化を図る。また、高度医療機器の共同利用を促進するなど、医療機器の効率的な活用を図る。

（2）未収金の発生防止対策等

診療及び入院の初期段階から患者の状況に応じた制度の説明を行うなど積極的に介入することで、未収金発生の未然防止に取り組む。また、未収金の回収について督促や分納相談を行い、必要に応じて弁護士に回収を委託する。

（3）国の医療制度改革や診療報酬改定等への迅速な対応

診療報酬改定情報を早期に収集・分析し、改定内容を踏まえた体制の整備を図るとともに迅速な届出を行う。特に、DPC 特定病院群（高診療密度病院群）としての診療機能を確保することに努める。また、国の医療制度改革に柔軟に対応していく。

2-2-3 費用の削減

（1）医薬品・診療材料等の購入方法の見直し及び適正な在庫管理の徹底

共同購入組織へ引き続き参加し、スケールメリットを活かしたボリュームディスカウントにより価格の抑制を図る。

ベンチマーク等を利用し、他病院の契約単価等の情報収集をすることにより適正価格での調達を図る。また、物流管理システムにより診療材料の適正な在庫管理・消費管理を行い、過剰在庫や死蔵在庫の発生を抑制する。

（2）後発医薬品等の使用促進

後発医薬品（ジェネリック医薬品）やバイオ後続品（バイオシミラー）の適切な使

い分けや切替えを行うことにより、薬品費の削減を図る。また、フォーミュラリของการ作成・運用を進め、後発医薬品（バイオ後続品を含む。）の使用促進を図る。

3 予算（人件費の見積含む。）、収支計画及び資金計画

「2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための取組み」で定めた計画を確実に実施することにより、業務運営の改善及び効率化を効果的に進めるなどして、経常収支比率 100%以上、医業収支比率 100%以上及び職員給与費対医業収益比率 50%以下を達成する。

3-1 予算（令和7年度～令和11年度）

（単位：百万円）

区 分		金 額
収入		
	営業収益	1 1 6, 1 6 9
	医業収益	1 0 6, 9 7 6
	運営費負担金収益	8, 7 4 3
	その他営業収益	4 5 0
	営業外収益	1, 4 7 0
	運営費負担金収益	3 2 5
	その他営業外収益	1, 1 4 5
	資本収入	3, 6 5 2
	長期借入金	2, 0 6 0
	運営費負担金	1, 4 6 7
	その他資本収入	1 2 5
	その他の収入	0
	計	1 2 1, 2 9 1
支出		
	営業費用	1 1 4, 9 2 4
	医業費用	1 1 1, 0 4 6
	給与費	4 9, 9 3 5
	材料費	3 9, 9 0 1
	経費	2 0, 9 1 4
	研究研修費	2 9 6
	一般管理費	3, 8 7 8
	給与費	2, 3 5 9
	経費	1, 5 1 9
	営業外費用	6 6 5
	資本支出	7, 6 0 6
	建設改良費	3, 2 2 8
	償還金	4, 0 1 9
	その他資本支出	3 5 9
	その他の支出	0
	計	1 2 3, 1 9 5

（注）各項目の数値は、端数をそれぞれ四捨五入している。

そのため、各項目の数値の合計と計の欄の数値は一致しないことがある。

[人件費の見積]

期間中の給与費のベースアップ率を0%として試算し、総額 52,294 百万円を支出する。

上記の額は、法人役職員に係る報酬、基本給、諸手当、法定福利費及び退職手当の額に相当するもの。

[運営費負担金の算定ルール]

救急医療等の行政的経費及び高度医療等の不採算経費については、地方独立行政法人法第 85 条第 1 項の規定により算定された額とする。

建設改良費及び長期借入金等元金償還金に充当される運営費負担金等については、経常費助成のための運営費負担金等とする。

3-2 収支計画（令和7年度～令和11年度）

（単位：百万円）

区 分		金 額
収益の部		118,426
	営業収益	117,055
	医業収益	106,767
	運営費負担金収益	8,743
	資産見返負債戻入	1,100
	その他営業収益	445
	営業外収益	1,371
	運営費負担金収益	325
	その他営業外収益	1,046
	臨時利益	0
費用の部		123,344
	営業費用	117,759
	医業費用	113,824
	給与費	49,877
	材料費	36,273
	減価償却費	8,615
	経費	18,790
	研究研修費	269
	一般管理費	3,935
	給与費	2,339
	減価償却費	243
	経費	1,353
	営業外費用	5,585
	臨時損失	0
	予備費	0
純損失		▲4,918
目的積立金取崩額		0
総損失		▲4,918

（注）各項目の数値は、端数をそれぞれ四捨五入している。

そのため、各項目の数値の合計と計の欄の数値は一致しないことがある。

3-3 資金計画（令和7年度～令和11年度）

（単位：百万円）

区 分		金 額
資金収入		1 2 3, 6 2 6
	業務活動による収入	1 1 7, 6 3 9
	診療業務による収入	1 0 6, 9 7 6
	運営費負担金による収入	9, 0 6 8
	その他の業務活動による収入	1, 5 9 5
	投資活動による収入	3 1 8
	運営費負担金による収入	1 9 3
	その他の投資活動による収入	1 2 5
	財務活動による収入	3, 3 3 4
	長期借入による収入	2, 0 6 0
	その他の財務活動による収入	1, 2 7 4
第3期中期目標期間からの繰越金		2, 3 3 5
資金支出		1 2 3, 6 2 6
	業務活動による支出	1 1 5, 5 8 3
	給与費支出	4 2, 5 7 9
	材料費支出	3 9, 8 9 4
	その他の業務活動による支出	3 3, 1 1 0
	投資活動による支出	3, 5 9 3
	有形固定資産の取得による支出	3, 2 2 8
	その他の投資活動による支出	3 6 5
	財務活動による支出	4, 0 1 9
	長期借入金の返済による支出	3, 0 4 6
	移行前地方債償還債務の償還による支出	4 2 8
	その他の財務活動による支出	5 4 5
第5期中期目標期間への繰越金		4 3 1

（注）各項目の数値は、端数をそれぞれ四捨五入している。

そのため、各項目の数値の合計と計の欄の数値は一致しないことがある。

（注2）予備費は、活動による支出に計上していない。

4 短期借入金の限度額

4-1 限度額

25 億円

4-2 想定される短期借入金の発生理由

賞与の支給等、資金繰り資金への対応

5 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

なし

6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画なし

7 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、病院施設の整備、医療機器の購入等に充てる。

8 料金に関する事項

当院の使用料及び手数料は、次に定めるところにより徴収する。

8-1 使用料の額

- (1) 使用料の額は、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 76 条第 2 項、第 85 条第 2 項及び第 85 条の 2 第 2 項（これらの規定を同法第 149 条において準用する場合を含む。）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 71 条第 1 項、第 74 条第 2 項及び第 75 条第 2 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める算定方法により算定した額（以下「算定額」という。）とする。ただし、自動車損害賠償保障法（昭和 30 年法律第 97 号）の規定による損害賠償の対象となる療養又は医療の提供（健康保険法その他の社会保険に関する法令の規定により行われる療養又は医療の提供を除く。）に係る使用料の額は、算定額に 100 分の 200 を乗じて得た額とする。
- (2) 労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）の規定による保険給付の対象となる療養又は医療の提供に係る使用料の額は、地方独立行政法人岐阜県立多治見病院理事長（以下「理事長」という。）が岐阜労働局長と協定した療養に要する費用の額の算定方法により算定した額とする。
- (3) 療養又は医療の提供が消費税及び地方消費税の課税の対象となる場合の使用料の額は、前 2 項の規定にかかわらず、算定額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算して得た額とする。この場合において、使用料の額に 1 円未満の端数が生じたときは、1 円未満を切り捨てる。
- (4) 使用料の額の算定が前 3 項の規定に抛り難い場合の使用料の額は、前 3 項の規定にかかわらず、理事長が定める額とする。

8-2 手数料の名称、額等

- (1) 手数料の名称、額等は、次の表のとおりとする。この場合において、手数料の額に 1 円未満の端数が生じたときは、1 円未満を切り捨てる。

事務の内容	手数料の名称	単位	額（円）
1 生命保険診断書、自動車損害賠償保険診断書、恩給診断書、年金診断書若しくは訴訟関係診断書又はこれらに関する診療費明細書の交付	岐阜県立多治見病院生命保険診断書等交付手数料	1 通につき	生命保険診断書、自動車損害賠償保険診断書又はこれらに関する診療費明細書に係るものにあつては 4,850 円に消費税及び地方消費税に相当する額を加算して得た額。恩給診断書、年金診断書、訴訟関係診断書又はこれらに関する診療費明細書に係るものにあつては 5,250 円に消費税及び地方消費税に相当する額を加算して得た額
2 死亡診断書(死体検案書)、死産証書(死胎検案書)又は普通診療費明	岐阜県立多治見病院死亡診断書等交付手	1 通につき	3,750 円に消費税及び地方消費税に相当する額を加算して得た額

細書の交付	数料		
3 普通診断書又は証明書の交付	岐阜県立多治見病院普通診断書等交付手数料	1 通につき	3,180円に消費税及び地方消費税に相当する額を加算して得た額
4 再発行診察券の交付	岐阜県立多治見病院再発行診察券交付手数料	1 枚につき	560円に消費税及び地方消費税に相当する額を加算して得た額

(2) 前項の規定に抛り難い場合の手数料の額等は、理事長が別に定める額等とする。

8-3 保証金

理事長は、特に必要があると認めるときは、病院に入院しようとする者から、保証金を納入させることができる。

8-4 使用料及び手数料の徴収方法等

- (1) 使用料は、診療の都度支払わなければならない。ただし、入院患者にあっては、毎月1日から月末までの使用料を請求書に定める期限まで（退院する入院患者にあっては、退院の日までの使用料を同日まで）に支払わなければならない。
- (2) 前項の規定にかかわらず、理事長は同項の規定による支払期限までに使用料を支払うことが困難であると認めるときは、支払期限を別に定めることができる。
- (3) 手数料は、申請の際に支払わなければならない。ただし、事務の性質上申請の際に支払うことができないものとして理事長が別に定めるものについては、この限りでない。
- (4) 支払われた使用料及び手数料は、返還しない。ただし、算定額を変更するとき又は理事長が特別の理由があると認めるときは、その全額又は一部を返還することができる。

8-5 使用料及び手数料の減免等

理事長は、公益その他特別の理由があると認めるときは、使用料及び手数料を減免し、又は使用料及び手数料の支払を猶予することができる。

8-6 その他

ここに定めるもののほか、使用料及び手数料徴収に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

9 その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項

9-1 職員の勤務環境の向上

- (1) 育児・介護との両立支援や離職防止・復職支援体制の充実
医療従事者の業務負担を軽減するため、次の取組みを推進する。
 - ・柔軟な職員採用、再雇用制度の充実
 - ・柔軟な勤務時間体制、適切な労働時間、必要な人員の確保
 - ・医師事務作業補助者（医療クラーク）、病棟・外来看護事務補助者（病棟看護クラーク）及び看護補助者の充実、並びにコメディカルの病棟配置の拡充
- (2) 働き方改革の推進に向けた取組み

職員の業務負担軽減や労働時間短縮のための業務効率化、タスク・シフティング等を推進する。併せて、ワーク・ライフバランス休暇等の有給休暇取得を促進し、職員の身体面だけでなくメンタル面も含めた、心身の健康管理対策の充実に努める。また、医師については「医師労働時間短縮計画」に基づき、時間外勤務の短縮、健康確保措置の推進等に取り組む。

(3) 職員のモチベーション向上に資する取組み

人事評価制度による公正で客観的な評価を実施することで、職員のモチベーション向上を図る。

職員の福利厚生充実に向け、継続的に職員ニーズの把握等に努める。また、院内保育施設においては、利用職員のための病児保育や夜間保育等を引き続き実施する。

9-2 岐阜県及び他の地方独立行政法人との連携

(1) 岐阜県との連携・強化

岐阜県との緊密な連携と情報の共有に努める。また、東濃圏域での看護師養成を担う岐阜県立多治見看護専門学校に対して病院の医師・看護師等を専任教員又は非常勤講師として派遣するなど、同校との連携強化を推進する。

(2) 他の地方独立行政法人との連携・強化

医師、看護師、コメディカル等の医療従事者の人事交流等、岐阜県が設立した他の地方独立行政法人との連携を推進する。

9-3 施設・設備の整備

(1) 管理棟改修等の施設の整備

管理棟の改修等、第3期中期計画期間に実施できなかった施設整備等について、資金状況等を考慮しながら進める。

(2) 設備や医療機器の計画的な更新・整備

県民の医療需要、費用対効果、医療技術の進展等を総合的に判断し、資金状況等を考慮しながら更新・整備を進める。

9-4 内部統制の充実強化

(1) 内部統制の取組み

リスク因子の把握及びリスク発生原因の分析や、把握したリスクに関する評価とリスク低減策の検討等、内部統制の取組みを進める。

(2) 内部統制に対する監査及び評価

内部監査や内部統制委員会等によるモニタリングにより、内部統制を評価し是正することで、内部統制の充実に努める。

(3) 災害等危機管理事案発生時における理事長の統制環境の充実強化

危機管理事案等発生時に、理事長がリーダーシップを発揮しうる体制を整備するとともに、業務執行の意思決定プロセスに係るチェック体制の整備を行う。

9-5 法人が負担する債務の償還に関する事項

法人が岐阜県に対し負担する債務の償還を確実に行っていく。

(単位：百万円)

区 分	中期目標期間償還額	次期以降償還額	総債務償還額
移行前地方債償還債務	542	960	1,502
長期借入金償還額	3,559	12,528	16,087